「アメリカ人」と「よそ者」との境界線:ルイス・ C・レヴィンの「ネイティヴ・アメリカニズム」を 手がかりとして

山中, 亜紀 九州大学大学院法学研究院:協力研究員

https://doi.org/10.15017/20589

出版情報:法政研究. 78 (3), pp.395-417, 2011-12-20. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

# 「アメリカ人」と「よそ者」との境界線

―― ルイス・C・レヴィンの「ネイティヴ・アメリカニズム」を手がかりとして-

Щ 中 亜

紀

はじめに

二節「よそ者」と「生まれながらのアメリカ人」 節 伸びゆく「ヤング・アメリカ」

三節 「偉大な大義の共同相続人」

四節 「フロンティアの世界」における「アメリカ人」の境界線

おわりに

はじめに

われ(nation)とは何か」という問いにたいして、国籍や市民権をもって答えとすることに満足する者は少ない。将来 およそ逆説的ではあるが、国民国家にとって自明のものであるはずの「国民」は、つねに探求の対象である。「われ

741 (78-3-395)

的に国民国家の建設を目指す人々はもちろん、すでに「国民」として認知されている人々であっても、 有形無形

である。にもかかわらず、その作業が営々と続けられているところをみると、「われわれとは何か」という問い れわれらしさ」(national identity)を追求し、「われわれ」の姿をくっきりと描き出そうとする作業にはきわめて熱心 に確固

ないものの「否定態」として、あるいは普通の国民ではないものの「照り返し」として、ようやく「同一性」を確認し・・・・・ 生命を吹き込まれる、それ自身は相対的な関係概念」にほかならないと述べている。普通の国民とは、普通の国民ではいのは、 性である。しかしそれが、 うるにすぎないというのだ。むろん赤坂の考察対象は、 なわち「普通の日本人」とは、「共同性の環から排斥される人々の存在によって、くり返し浮上し再認され、 どのようにして「心に描かれ」るのであろうか。この点について、日本における差別を論じた赤坂憲雄は、「常民」、す 他の国民国家にも妥当する関係性であろうことは、アメリカ研究者村田勝幸の指摘を見れば 「普通の日本人」と「被差別の民」とのあいだに露出する関係 あらたな

son)にならって、「イメージとして心に描かれた」ものと言ってもよい。では、「国民」の「イメージ」は具体的には

いうまでもなくそれは、「国民」が、実体として存在するものではないからである。アンダーソン(Benedict Ander-

たる答えを見つけ出した「国民」は、いまだ存在しないのであろう。

6 上げられたことは一度もない。むしろ非〈アメリカ人〉的なるものがまず具体的に名指しされ、それを参照しなが 〈アメリカ人〉性という概念が、それと対をなす非〈アメリカ人〉性 〈アメリカ人〉的なるものの意味が状況依存的に確定されるという道筋をとってきた。 (un-Americaness) を参照することなく立ち うかがい知れる。

まずは 「非国民性」 が名指しされ、 「非国民性」を投影された人々―― 「かれら」 が排斥される。 そうしてはじめ

性を訴えたところ

批判がまきおこった。むろん、ここでいう「ネイティヴ・アメリカン」は、

議場にはレヴィンの掲げた「ネイティヴ・アメリカニズム」(native Americanism)

「生まれながらのアメリカ人」である。そこで本稿では、レヴィンの主張した「ネイティブ・アメリカニズ

いわゆるアメリカ先住民ではなく、

にたいする

的に

とそれ Ō

への批判を手がかりに、

両者

あいだにどのような境界線が措定されたのかを考察してみたい。

れわれ」に輪郭を与えるのだ。こうした「われわれ」と「かれら」との関係性に鑑みれば、 る」のである。 なぜ排斥の具体的なありように目を凝らすことが必要なのかは明らかであろう。 われ 「われわれ」と「かれら」のあいだに引かれた、 が体現しているという「国民性」の内容は、「新たな生命」 しかし現実には存在しない境界線が、 を帯び、 あるい は ナショナリズムを考えるう 「状況依存的 かろうじて「わ

年代を扱った別稿に続き、 「よそ者」 (alien)と「ネイティヴ•アメリカン」 (native American) とを対置し、 ペンシルヴァニア州選出の下院議員レヴィン(Lewis C. Levin)であった。 反感を吸い上げることに成功し、一八四四年の中間選挙において、 と称された同党は、 lican Party)がニューヨークにおいて結成された。一般には「ネイティヴ・アメリカ党」(Native American Party) ―一八四七年)を取り上げる。一八四三年、帰化制度の見直しを綱領に掲げる「アメリカ共和党」(American 移民国家であるアメリカ合衆国(以下、アメリカと表記) そうした政治社会現象はもっぱらネイティヴィズム(nativisim)と評されている。その最初期にあたる一八三〇 かれらを標的とする排斥的な主張や運動は、一九世紀から二一 ニューヨークやフィラデルフィアといった地域において、外国人移住者にたいするアメリカ住民の 本稿では、 ネイティヴィズムが国政レヴェルへと本格的に進出した第二九議会(一 の場合、 六名の議員を連邦議会に送り込んだ。 しばしば排斥の対象となったの 世紀の今に至るまで間歇的に繰り返され 議員初年、 外国人の帰化要件を厳格化する必要 彼が、下院本会議の場にお 外国· 八四五

思われるかぎりにおいて、一八四〇年代半ばの政治社会状況を概説する。つづく二節では、本会議演説においてレヴィ 国人移住者とアメリカ人とがどのように関係づけられていたのかを析出する。四節では、二・三節での分析をもとに、 かにする。三節では、他政党所属の下院議員による「ネイティヴ・アメリカニズム」批判を分析し、そこにおいて、外 ンが「よそ者」をどのように規定し、その対概念として「生まれながらのアメリカ人」をいかに描き出したのかを明ら 八四〇年代半ばにおける「よそ者」と「アメリカ人」との境界線について考察する。 なお、以下の行論中、

議論は以下のように進められる。一節では、「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐる論争を理解するうえで必要と

## 一節 伸びゆく「ヤング・アメリカ」

におけるゴシック体は強調を、亀甲括弧は筆者による補足を、意味するものとする。

三〇年代には五三万八千人、四〇年代には一四二万七千人と、年代を追うごとに膨れ上がっていった。ヨーロッパから[②] そのため、ニューヨークやボストン、フィラデルフィアといった大都市では、地域住民のかなりの割合をヨーロッパ いたことなどから、移住者の多くは、非熟練労働者として日銭を稼ぐことができる北部大都市に集住する傾向があった。 の旅客船がつく港が東海岸北部に多く存在していたことや、移住者のほとんどが財産の大半を渡航費用で使い尽くして ロッパから大量流入した外国人移住者であった。ヨーロッパ移民の流入は、一八二〇年代には合計およそ一二万九千人 それでも北部工業は慢性的な労働力不足に悩まされていた。この悩みを解消するうえで一役かったのが、この時期ヨー ておこった交通革命は、地域間通商をより活発にし、職を求める人々を、近郊の農村から北部大都市へと招き寄せた。 れている。ニュー・イングランドに集中する綿紡績工業が牽引役となり、北部の製造業は急成長を遂げた。それに伴っ 一八二〇年代から四〇年代は、綿工業を中心とする「アメリカ産業革命」において、最も重要な時期にあたるといわ

知のとおり、 れら外国人移住者は次第に、 一八二〇年代から導入が始まった白人男子普通選挙制は、「庶民」(common man) 有力な票田として、 大都市を基盤とする職業政治家たちの注目を集めるようになる。 0) 政治 的 関心を高

移住者が占めるとい

. つ

た状況が生まれ

た

か め つくことも難しいことではなかった。 の移住者であっても、 選挙への積極的な参加を促すことになった。五年の滞米を要件とするアメリカの帰化制度のもとでは 「庶民」に参入することは容易であったし、ひろく定着していた猟官制を活用す その圧倒的な数、そして政治への進出により、一八四〇年代には、 外国· 3 | n ッパ

リカ人」でありながら、 である。 市 口だけでなく領土の膨張もまた、 を選挙区とする職業政治家にとって、 北部大都市において一定の存在感を放つようになっていた。 「改革運動」 禁酒運動や奴隷制廃止運動、 もちろんこうした状況は、一部の既存住民にとっては大いに不愉快なものであった。 をとおして、 政治的・社会的影響力の点で、外国人移住者に劣っていると感じた住民は、 変わりゆく「ヤング・アメリカ」を方向づけようとしたのである。 あるいは第三政党の結党といったさまざまな「改革運動……には 一八四〇年代におけるアメリカの「若さ」を特徴づける重 これら移住者の意向を読み取り、 ホイッグ党と民主党からなる第二次二大政党制のもと 政治に反映させることは不可欠となっ 自他ともに認める 一要な要 少 け口を見い /数派 Ċ あ 一アメ つ たの

は神 事項であっ 明白なる運命」という掛け声のもと、 :の摂理である」という、 合衆国がその領土を押しひろげ、 たテキサス共和 国 非常に楽観的な膨張気運が時代を覆っていた。そうした気運は、いるげ、若い活力、自由、民主的諸制度を近隣の弱小民族のあい の併合を正当化し、 「合衆国は古いヨーロッパ諸国とは異なる独自の高貴な道徳的使命をもつ国 また、 イギリスにたいして、 オレゴンの分割ではなく全委譲を求める 一八三〇年代からの だにほどこしあたえるの

強硬姿勢で臨むことを正当化する論調をもたらした。

カに争乱をもたらす可能性を秘めていた。

テキサス併合は、

国内において大いに人気を博した領土拡大政策は、

/メリ

それを快く思わないメキシコ合衆国との戦争を予 745 (78-3-399)

か

し同

くテキサスを併合すれば、アメリカ国内における自由州と奴隷州との対立がいっそう複雑化することは必至であった。 させたし、オレゴン問題にかんする対英強硬姿勢は、イギリスとの戦争を引き起こしかねなかった。他方、 奴隷制を敷

論 変えていった。「国民」も「国土」も、その相貌はたえず変化していた。それはアメリカの「若さ」の証であったが、 ヨーロッパからの移住者は、それまでの住民構成を大きく変化させ、拡大する領土は、アメリカという国の形を、 以上のように、一八四〇年代のアメリカは、日々目覚しい成長を遂げる、まさに青年期にあった。大量に流入する

(法政研究 78-3-400) 746

## 「よそ者」と「生まれながらのアメリカ人」「エイリアン

それゆえ、その姿を捕捉しがたくもしていたのである。

目標を帰化法の見直しと定め、活動を展開していくことになる。同党が目ざした修正の内容とは、端的に言えば、帰化 彼が「よそ者」と「生まれながらのアメリカ人」とをどのように位置づけたのかを明らかにする。 ヴィンが下院本会議において初めて「ネイティヴ・アメリカニズム」を論じた一八四五年一二月一八日演説をもとに ることで、外国人移住者という「よそ者」が政治参加する「不正」を糾さねばならないというのである。本節では、レ 申請の要件であるアメリカでの最低居住年数を、当時の現行五年間から、二一年間へと延長することであった。そうす 入が社会に与える「悪影響」を訴えてきた人物であった。国政進出後、レヴィンおよびアメリカ共和党は、具体的政治 『デイリー・サン』( $Daily\ Sun$ )紙や『ネイティヴ・アメリカン』( $Native\ American$ )紙を舞台に、外国人移住者の流 アメリカ共和党の有力指導者であったレヴィンは、一八三〇年代末ごろから、ペンシルヴァニア州で発行されていた

レヴィンが外国人移住者を「よそ者」と断言する根拠は、主として二つである。第一の根拠は、 憲法に定められた諸権利に馴染みがない人々(strangers)であり、……法律に神聖さ (sanctity) を与え 渡米した外国人が of the United States)とは、この「政治契約」を熟知し、それによって拘束され、その結果として政治的権利を付与

かならない。レヴィンいわく、憲法とは「われわれの〔交わした〕政治契約の箱」であり、「合衆国国民」(a

完成させる手段」を手に成長を遂げた人々であった。この「崇高な統治体制」を明文化したものこそ、合衆国憲法にほぽ

自己を統治しうる存在として、そのあらゆる能力を十分に発展させることによって、

人間性を

それに比べて「生まれながらのアメリカ人」は、神が与えたもうた「崇高な統治体制」のもとで、「合理的で、

暴力的衝動に駆られる性向ゆえに、移住者は「よそ者」だというのである。

自由な民衆の見解が衝突した際には一度も登場したことのなかった、旧世界の封建制度に特異なもの」であっ

「〔アメリカに〕移入された要素、すなわちヨーロッパの武器」にほかならず、「〔アメリカに

を履行することができ、

ば、こうした傾向は、

る世論

(opinion)

という道徳的力

(moral power)

については何も知らない」という点にかかわっていた。

それゆ

Ź

一ライフ

これらの外国人は、「無節制の衝動」に突き動かされるまま、「旧世界で慣れ親しんだ物理的な力」、すなわち

マスケット銃や銃剣」に訴えることによって、自分たちの利益を実現しようとするのだという。

レヴィンによれ

された者を意味していた。だからこそ「生まれながらのアメリカ人」は、「物理的な力」を振りかざす「よそ者」にた 「自由人の尊厳において……道徳的力のみによって武装し立ち向か」わねばならないし、事実それを実践し

「アメリカ人」と「よそ者」との境界線(山中) というのである。

ている、

一の根拠は

いずれの地を「愛着ある住みか」(love of home)

の見るところ、

家屋敷

(homestead)に深く根をおろし」ていた。それというのも、「生まれ故郷(native land)

渡米した外国人は、アメリカで暮らしてはいるものの、「その心は依然として〔ヨーロッパに残してき

と認識しているかという問題であった。

・ヴィン

生来的で、

断ちがたい (irradicable)

熱い思い

〔であり〕……もっとも尊い自然の理

decree)

であって、

それを〔一朝一夕に〕人間の力で覆すことなどできない」からである。

たとえ「政治的迫害」

(nature's most holy にたいする愛と

747 (78-3-401)

餓」が、 移住者をして、 ヨーロッパを離れさせたのだとしても、 この「自然の理」は働きつづけるのだという。

論 からこそ、 帰化の要件として、二一年間という最低居住要件を課すことが必要なのだ、とレヴィンは述べた-(法政研究 78-3-402) 748

考・感情・魂における馴化(naturalization in mind, in heart, in soul)とは、長い長い期間アメリカに暮らすことに

よって、よそ者が最初に抱いた〔生まれ故郷への〕愛を忘れること……を意味しています」。ヨーロッパを「生まれ故

外国人であろうと、法的帰化をおえた「自称アメリカ国民」であろうと、

かの地への思いを残している者は、

すべからく「よそ者」にほかならなかった。 その点、「この地に抱かれ、民主的諸制度の懐で育てられた、生まれながらのアメリカ人」が、外国人移住者に比

郷とのあいだにある〕自然な関係 foreign vote) を手に入れることに熱心になるあまり」、外国人移住者を「**選択にもとづく国民**」("citizens by 心(patriotism)を抱いている」と述べているようなものであった。こうした、二大政党をおおう「〔人間と生まれ故 人々であると「事実を歪曲」してまで、かれらの積極的受けいれを訴えていた。レヴィンにいわせれば、 choice")、すなわち、アメリカを訪れた外国人は、アメリカの国家体制に共鳴し、アメリカ国民になることを選んだ る」ことは、疑うべくもないことであった。ところが、ホイッグ・民主の既存二大政党は、「外国人の集団票(banded - 生まれながらのアメリカ人」よりも移住者の方が、「わが共和国を好ましく思って」おり、「より優れた徳と強い愛 徳において「優っている」(superior) こと、そしてアメリカへの「愛郷心」(patriotism) (natural relations) をあやふやにし、アメリカとアメリカの制度にたいする愛を忘 におい

もつ〕 民主党 (Democracy) は……外国的要素 (foreign element)」をもつがゆえに、そして「ホ れてしまった人間を特色づける無節操さ」を、レヴィンは強く非難した。レヴィンに言わせれば、「〔外国人を支持層に (Whigism) は……特権階級の考え方」をとるがゆえに、「〔アメリカ〕人民の権利」よりも「政党の利益」を優先させ イッグ 主義

るという「非アメリカ的な方向」(anti-American course) を向いていた。

という立場をとっていた。こうした同党の政治方針を、 とに役立つ、完全にアメリカ的な手段や政策、 こうした既存の二大政党と異なり、 この国のすべての住民がこの国と完全に一体となること(be identical with the country)を望んでいます。 アメリカ共和党は、「単一の国民性 ……外国的なものと対照比較してアメリカ的なものは何でも支持する」 レヴィンはさらにこう概括した――「われわれ (unity of national character) 〔アメリカ共和 を確立するこ

〔それゆえ〕わが党は、この国のすべての住民に、わがワシントン信条(our Washington creed)を奉じてほしいと考 な憲法の文字と精神を形づくっているからです」。ワシントンにたいする敬愛の念は、「〔アメリカでの〕 えているのです。それ 〔国民としての〕資格をえた者たち(a fellowship of birthright)には自然に生じる感情」であり、「ワシントン信条 〔住民と国家との一体化〕が、ワシントンの教えだったからであり、彼の教えが、 生誕によって わが 国

の住民」 ちやその娘たち、あるいは父親たちやその息子たち」――いうなれば、ごく普通のアメリカ人――の言葉に耳を傾けれ 明らかであった。「ネイティヴ・アメリカニズム」とは、「建国の父」であるワシントンを敬い、「この国 かに「慈しまれているのか」は、「おしゃべりな政治家や騒々しいデマゴーグ」ではなく、「〔一般家庭の〕母親た が「この国と完全に一体になること」を望んだ「父」の「教え」を守ることであり、それを愚直に実践しつづ

#### 三節 「偉大な大義の共同 .相続.

ける人々こそ、「生まれながらのアメリカ人」なのであった。

ŋ ŧ ホ イッグ党、 かった。「ネイティヴ・アメリカニズム」批判のため、 民主党の別なく、 レヴィンの「ネイティブ・アメリカニズム」に些かなりとも理解を示す議 数名の議員が 壇上に立ったが、

て い た<sub>23</sub>

か

れらは

一様に、レヴィンの外国人観、すなわち、

外国人移住者を「憲法に定められた諸権利に馴染みが

その 論調

は ほ 買は、 ぼ

共

ない

は、 外国人移 (法政研究 78-3-404) 750

(James B. Bowlin)

論 住者を「自由への愛に促され、アメリカに来ることを選んだ」人々と語り、レヴィンの外国人評は、「外来市 において団結する」という強い決意が湧き上がるのだという。 て」この地をめざした移住者が上陸するとき、かれらの心のうちには「われわれ〔アメリカ人〕と同じ危険、 もとづく自由と人類の発展においてわれわれ イッグ党議員ハント(Washington Hunt)は、外国人の移住動機を「わが国の法と諸制度に従うため、そして憲法に 共同相続人」として迎え入れることは、「われわれアメリカ人に課せられた責任」であった。ニューヨーク州選出 国に属することを辞めたのだ。ボーリンいわく、「〔移住者が〕われわれの諸制度に馴染んだらすぐに……偉大な大義の みか(homes)や何もかもを捨て」て、大洋を渡るという大きな決断をしたのであり、いわばその時点でかれらは、 (adopted citizens) にたいする「名誉毀損」であると一蹴した。外国人移住者は、「慣れ親しんだ〔ヨーロッパの〕 〔アメリカ人〕を助けるため」と解説した。 アメリカ人の「友や兄弟とし 同じ運命 一の ホ

た。 サウスカロライナ州選出の民主党議員シムス(Alexander D. Sims) は、 レヴィンの議論を次のように概括してみせ

E | た異端 ship)を与えるのは二一年間先延ばししようと述べているのです……これは、 要するにレヴィン氏は、外国人は貧しく無知 (masses) を支配するべきだという考え方です。これこそまさに、独立戦争においてわれわれアメリカ人が打倒し ロッパの暴政 (heresy) ではなかったでしょうか?……もし氏のような考え方が支配的になるのなら、 (European tyranny) のドグマを打ち立てることになるでしょう。 (ignorant) だから、 富と教養のある者だけが、 それは わが国に、

かれらに市民的諸権利

(rights

of citizen-

略してくる共通の敵と戦うでしょう。

Dixon) もまた、 る〕ことを、 は真面目に働けば確かな報酬がえられ、〔さらに〕満足と、自立と、責任を勝ち取ることができる 論した たとえ「貧しく無知」であったとしても、アメリカにおいてそれを克服するのは容易である、とハントはレヴィンに反 ロッパ」的な発想であり、それはアメリカにおいては 「ネイティブ・アメリカニズム」が内包するのは、 ―「移住者は貧しいというのであれば……〔むしろアメリカ人は〕ここには広大な土地が開けており、ここで 誇るべきでしょう」。ハントと同じく、コネティカット州選出のホイッグ党議員ディ アメリカでは、労働が 「新しい富の資源」を、そして教育が 貧困と無知を理由に政治的権利を与えないという、 「異端」だというのである。そもそも、 「政治的責任」を移住者に与えることを 渡米した外国人移住者が 〔環境が存在してい キソン まさしく「ヨ (James

指摘したうえで、次のように述べてレヴィン批判を締めくくった。 何ら が れば……出自 0 同 国の移住者の大半がやってきた国〔イギリス〕との戦争前夜にあります。〔そうであるにもかかわらず〕 問胞と、 〔排斥する〕 アメリカ生まれも外国生まれも、 外来市民とのあいだに、 (origin) 理由がないとすれば、今は外国人住民を執拗に攻撃するときではありません……わ や生誕地 (birth-place) という些末な問題は、 敵意を煽るべき時なのでしょうか。 このみなの国 (their common country) ……もしわが国が戦争に巻き込まれたとす あらゆる党派的問題と同じく、 をまもるために団結し、 ħ 忘れられ われ わ は、

玉 わ

戦争の れらの のように、 非難に応える形で、 可能性が高まっているなかで、 レヴィンの レヴィンが再びまとまった演説をおこなったのは、 「ネイティヴ・アメリカニズム」 外国人移住者にたいする悪感情を煽ることは得策ではないというのである。 には、 「下院の両側から」激しい 翌一八四六年四月七日のことである。 非難が 浴びせられた。

反

(civil rigths) と参政権とを厳格に区別することで、容易に論駁できるという――「〔法的〕帰化が付与する権利とは'

であった。したがってレヴィンに言わせれば、「外国君主への忠誠心を捨てきれていないよそ者」に参政権を付与しな 以外の何ものも、帰化が付与することはありません。なぜなら市民的諸権利は帰化に先立って存在し付与される権利だ いからといって、それは外国人にたいする排斥でも、迫害でもなかった。「アメリカの主権者(rulers)はアメリカ人 が生みだされる」からであり、そうした「均質な感情」の根幹をなすのが「愛郷という感覚」(feelings of patriotism) 治体制(polity)が人間本能(instincts)を統制する限りにおいて、国の平和と安全にとって不可欠な、均質的な感情 らである。 ては完全に保護されている。なぜなら「市民的諸権利」は、「独立宣言」に謳われているように、人類普遍の権利だか からです」。たとえ「よそ者」が、二一年間は参政権を認められないとしても、それ以外の「市民的諸権利」にかんし アメリカ合衆国の国民に〔のみ〕備わっている権利……〔すなわち〕投票する権利、そして公職につく権利です。 しかし参政権は、合衆国憲法が「アメリカ人」だけに与えた排他的な特権であった。それというのも、 それ

### 四節 「フロンティアの世界」における「アメリカ人」の境界線

である」ことからすれば、至極当然のことだったのである。

レヴィンの「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐって、下院本会議において展開されたのは、 本節では、 .この議論を手がかりに、一八四○年代半ばにおける「非〈アメリカ人〉性」と「〈アメリカ人〉性. 以上のような議論で

との関係について考察してみたい。

ず 口 とを隔てる境界線は、 る。 めて単純に考えれば、 からとは異なる意見をもつ同胞にたいしても、「ヨーロッパ的」とのレッテルをはって非難していた。 性」とは、 パ」という図式が当てはめられているのである。 しかし、「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐる議論においては、「非 時 のアメリ 〈外国生まれ〉との差異だけでなく、 アメリカ以外、すなわちヨーロッパ諸国において生まれ育った者を特徴づける資質を指し示すはずであ 力において、 |〈アメリカ人〉 単に生誕地にもとづいて引かれたわけではなかった。 〈アメリカに非ざるもの〉 性」とは、 アメリカで生まれ育った者を特徴づける資質であり、 なぜなのであろうか。 とは、 まずもってヨーロッパを意味していた。 同士のあいだにある差異にも、 たとえばレヴィンも、 〈アメリカ人〉性」と「〈アメリカ人〉 「アメリカ」 反レヴィン派も、 したがってきわ ヘアメリカ生ま 非 対

ての メリカとは、 紀のアメリカは、 認しておくことが必要だろう。 アメリカとは、 の問いを考えるためには、 「隔たり」がもつ意味を二重化することによって、自己を規定していたのである。 〈ヨーロッパ=文明〉 主として、「辺境」と「聖地」という二つのメタファーによって支えられていた。「辺境」としてのア ヘヨーロ ッパ 最初の手がかりは、 まずは当時のアメリカにとってヨーロッパがどのような存在であったのかという点を確 =腐敗〉 が大西洋をこえて西へと波及した、その最先端を意味しており、 をまぬがれうる最果てを意味していた。 アメリカ研究者古矢旬のアメリカ論である。(※) このようにアメリ しかし「隔たり」 古矢によれば、 他方、 カは、 「聖地」 は  $\exists$ 一一口 断 一九世 とし ッパ

では うに はなかった。この点について、 論じてい その意味において、 文芸批評家花田清輝は、 少なくともアメリカにとって、アメリカとヨー アメリカ文学の形成段階をたどったエッセイのなかで、 リパ は 完全に分離した別個 の存 次のよ

口

在で

それ

7

口

ンティア

は客観的には、

つ

の世界の他の世界

へ移ってゆくところに成立する中間的な世界、

二 つ

世界の特質と影響とが、 かならず求心力もまた働いている世界であ〔る。〕……フロンティアとは、 始終、 からみあい、もつれあっている世界、 潮の干満のばあいのように、 線でもなければ、 遠心力が働 帯でもな

であった。「愛郷心」を抱いている「世界」 性」と「〈アメリカ人〉性」とのあいだに、どのような境界線が措定されているのを見ることができるのであろうか。 う。そうであるとして、ではわたしたちは、「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐる議論から、「非〈アメリカ人〉 ものの意味」とは に、はじめてフロンティアの世界は確立する」と指摘していることや、そこにアメリカ文学の確立をみる彼の立場から ティアの世界」として捉えている。そのことは花田が「地図の上から、フロンティア・ラインが、すがたを消すととも 「二つの世界」を内包した国であり、そして花田の指摘するとおり、そこには、 ここで花田 「求心力」とがともに働いていたとしよう。また、そうした状況のなかで、村田のいうように、「〈アメリカ人〉的なる レヴィンの議論の根底にあるのは、「生まれ故郷」にたいする愛着が、人の性格や行動様式を規定することへの確信 徐々に転化しつつある、堂々たる一箇の世界なのだ。 明らかであろう。かりに、古矢のいうように、一九世紀のアメリカがそもそも、アメリカとヨーロッパという むしろ彼は、アメリカという国全体を、 相互に規定しあう二つの世界のいずれにもまたがり、それらを統一する契機をみずからのなかに含みながら、 のいう「フロンティア」は、「西漸運動の西限にあたる未開地」という一般的な意味に限定されたものでは ヨーロッパに向う「遠心力」とアメリカに向う「求心力」とが同時に働いている、 非 〈アメリカ人〉的なるもの」を参照することでようやく「状況依存的に確定される」のだとしよ が異なるがゆえに、 ヨーロッパとアメリカという「二つの世界の特質と影響とが、 外国人移住者は「よそ者」なのである。そうした 旧世界に向う「遠心力」と新世界への そのような一フロ

そ者」に、アメリカへの「忠誠心」を期待することはできない、とレヴィンは主張し、移住者にたいして、長期の滞米

存在として

「生まれながらのアメリカ人」

を描き出したのである。

れば、 ば、 とだったのではないだろうか。 最終的には 移住者にたいして、二一年間という時間的幅をもった境界線を、 生活をとおしてアメリカに ヴィンに説いた。しかしレヴィンにいわせれば、それは筋違いの論理であっただろう。むしろ、「もとをたどれば、 るのであった。そうであるならば、 E | ロッパへと向う「遠心力」は、 ヨーロッパへの思いの断ち難さを、 われ 「アメリカ的なるもの」 〔アメリカ人〕はみな外国人だったではないか」と述べて、 「馴化」 ヴァージニア州選出の民主党議員ヴェディンガー すること、 の側へと超え来ることをもとめたのであった。 この「遠心力」から逃れることは、 渡米間もない移住者だけでなく、 レヴィンがよく知っていたからであろうか。 そして「生まれ故郷」 「ヨーロッパ的なるもの」に背を向けて一歩ずつ歩み、 への愛着を忘れ去ることをもとめた。 植民者を祖先とするアメリカ人にも、 すなわち「〈アメリカ人〉 外国人移住者にたいする「寛容の精神」を (Henry Bedinger) 移住者にたいするこの極めて過 いや、 花田の指摘を踏まえれ 性 は を確定するこ 一もとをたど 換言すれ

いえよう。 アメリカへの完全なる「馴化」を要求せざるをえないのである。 人」と「よそ者」とを隔てる境界線が、 ……みな外国人だった」からこそ、 このように考えれば、 レヴィンのみるところ、 帰化条件の厳格化を一顧だにしない二大政党にたいして、 二大政党は、 外国人移住者には、 きわめて不確かなそれでしかないことを察知していたのであろう。(※) 外国人が「非 かれらのまとう「非〈アメリカ人〉性」を徹底的に削ぎ落とし 〈アメリカ人〉性」をまとったまま法的に帰化し、 裏を返せば、 レヴィンは、 レヴィンが 「生まれながらのアメリカ 強く反発したのは当

メリカを愛するがゆえに、 いであった。二大政党のこうした態度を、 性」の意味を曖昧模糊としたものにする、 一アメリカ人」 アメリ の一員となることに、 力において レヴィンは 一 ヨ まさに、「アメリカとアメリカの制度にたいする愛」を忘れたふるま 100 何の危険も感じていないようであった。 ッパ 「非アメリカ的」 性 が発現することに厳酷にならざるをえない、 と断罪した。 そうすることによって、 いうなればそれは、 そのような

他方、

反レヴィン派議員たちは、

外国人移住者を、「アメリカ人」への仲間入りを希望する「友や兄弟」として語

論 えでも、 が鮮やかに浮かび上がる。こうした対抗的国民像は、開拓や工業の発展に必要な労働力をヨーロッパから呼び寄せるう 義づけ、ヨーロッパにおける自由の抑圧を印象づけることにより、翻って、自由を愛し、謳歌する「〈アメリカ人〉 メリカ人〉性」と「〈アメリカ人〉性」とを分かつ境界線を越えることに等しいというのである。このように移住を意 のである。その意味において、移住者は、かつての「われわれ」と相似の存在であった。大洋を渡ることは、「非 ところがレヴィンの「ネイティヴ・アメリカニズム」は、そうした移住の意義づけを、真っ向から否定するもので 圧倒的な「求心力」をもった「自由への愛」こそが、外国人をして、ヨーロッパを捨てさせアメリカを選ばしめた 北米大陸における領土膨張政策を「明白なる運命」として正当化するうえでも、大いに有用であっただろう。

に暮らすアメリカ人住民のうちに広まっていることは確かであった。そうであるならば、「ネイティヴ・アメリカニズ すること」だと冷評したが、そんな彼も、そうした企図が、労働力の確保という国家的見地からすれば「拙策 紛れもない事実であった。ボーリンは、アメリカ共和党の真の狙いを、「政治体制の浄化」ではなく、外国人を る公平な精神に反する……非現実的でばかげた」それと糾弾した。とはいえ、アメリカ共和党が、 (impolicy) ではあっても、決して「不人気」ではないことを認めざるをえなかった。素朴な排外感情が、北部大都市 あった。レヴィンは、 (faction)」と非難し、あるいはホイッグ党議員ハントは、アメリカ共和党の政策を「アメリカ人に大半に広がってい 「迫害という激情を政治的な糧とする、利己的で、排他的な集団」であり「政党(party)と呼ぶに値しない…… ·忠誠心」に猜疑の目を向けた。こうした外国人観をとらまえ、たとえば民主党議員ボーリンは、アメリカ共和党を 定の支持を集めることに成功していること、その結果、民主・ホイッグそれぞれの支持層が掘り崩されていることは 外国人移住者のうちにヨーロッパへの断ちがたい望郷の念を認め、 かれらのアメリカにたいする 北部大都市にお

泡沫政党の「ばかげた」議論として放任することはできない。そのように考えた反レヴィン派議員は、

(法政研究 78-3-410) 756

くっきりとした輪郭を与えたのであった。他方、

を

自由 暴政\_

への愛」

の発現とみなして、

移住者とヨーロッパとの断絶を自明視し、

0)

者から長期にわたって政治的権利を剝奪しようとする「ネイティヴ・アメリカニズム」は、

をアメリカに打ちたてようとする試みにほかならなかった。

にヨーロッパと決別した人々であった。にもかかわらず、生誕地がアメリカではないというだけの理由で、外国人移住

反レヴィン派議員にとって、

外国人は、

渡米することによって、

メリカの を重視する 「異端」と表現した。それは引きも返さず、「自由への愛」さえあれば、 「ネイティヴ・アメリカニズム」 の発想を、 「生まれ」が境遇を決めるヨー 外国人移住者の 口 ッパの身分制になぞらえ、 「生まれ」を問うこ

P

というのである。 制度にたいする愛」を陶冶することが必要であり、 させることを阻止するためには、帰化法を修正し、 移住者を、 以上のようなものであった。 |愛郷心||がすなわち||愛国心||でもあるという「自然な関係」を楯に取ることで、「生まれながらのアメリカ人」に ·非アメリカ的な方向」を向いていると非難した。「よそ者」と二大政党が、アメリカのうちに「ヨーロッパ性」を現前 ヴィンの演説を契機として、下院本会議において展開された「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐる議論とは 同胞として歓迎するという、 法的帰化とは無関係に、「よそ者」と規定し、また、それら「よそ者」の政治参加に頓着ない二大政党は な わ レヴィンの「ネイティヴ・アメリカニズム」はこうして、アメリカを「生まれ故郷」とするがゆえに ŋ レヴィンは、 みずからの「〈アメリカ人〉性」を強調することでもあったのである。 ヨーロッパという「生まれ故郷」 そうすることは「生まれながらのアメリカ人」に課せられた責務だ 住民のあいだに「均質な感情」、すなわち「アメリカとアメリカの への愛着を残しているように見える外国人

自由を圧殺する「ヨー

このように反レヴィン派議員は、一方で、

他方、「生まれ」

と「アメリカ人」と

しての資質とは無関係であると主張して、「ネイティヴ・アメリカニズム」を奉じる「一部の少数派」とのあ だに

論 から、 要だからである。たとえば、当時すでにアメリカで生活していながら、「非〈アメリカ人〉性」を投影する対象にされ いだに措定された境界線はもちろん、 存在として捨て置かれていたのだった。「国民」を関係概念として捉えるのであれば、「非国民性」と「国民性. なかった人々――黒人奴隷、アメリカ先住民、 れていたのである。敢えてこの点にこだわるのは、「非〈アメリカ人〉性」を名指すことではじめて「〈アメリカ人〉 ではない。 ちヨーロッパを意味していたが、そこでいわれているヨーロッパとは、厳密にいえば、ヨーロッパ全体を包含するもの にかんしては、 かんしては、一応の結論をみた。しかしそもそもなぜ、そうした境界線が引かれねばならなかったのだろうか。 性」と「〈アメリカ人〉性」との関係性、およびその関係性のなかで措定された境界線を析出するという本稿の目的に 線を引いた。そうすることによって、 以上、「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐる論争を手がかりに、一八四〇年代半ばにおける「非 が立ち上がるのであるとすれば、具体的には誰に「非〈アメリカ人〉性」が投影されたのかという点はきわめて重 稿を閉じたい。「ネイティヴ・アメリカニズム」をめぐる論争において、〈アメリカに非ざるもの〉とは、 /「大義の共同相続人」として語られた外国人移住者とは、あくまで西ヨーロッパ周辺地域の出身者に限ら 論争のなかであがった具体的な国名――イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、スペイン―― 論者らの念頭にあったのは、 紙幅の関係上、本稿では十分論じることができなかった。次の課題とするためにも、一点だけ指摘して 意識されることすらなかった境界線をも注視しながら、「国民」 自由を希求する訪問者を歓待するアメリカ人として、みずからを提示したので 西ヨーロッパを中心とする地域であったことは間違いないだろう。したがって、 西ヨーロッパ以外からの移住者――は、「〈アメリカ人〉性」とは無縁の が「状況依存的 〈アメリカ人〉 とのあ -から推

に確定される」道筋をたどっていかねばならないだろう。

- (1) ベネディクト・アンダーソン(白石さや・白石隆訳) 九九七年)二四頁 『増補 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』(NTT出版、
- 2 3 村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ――「非合法移民問題」の社会文化史』(東京大学出版会、二〇 『内なる他者のフォークロア』(岩波書店、二〇一〇年)五八頁

〇七年)二七頁。

そうした変質をうかがわせるのが、「ネイティヴ」という語義の変化である。文学者今福龍太によれば、もともと「ネイティヴ」 とは、「特定の場所に生まれ、したがってその場所に帰属を持つ人々のことを統一的に指し示す、きわめてニュートラルな言葉」 ネイティヴィズムは、歴史的反復性をもった現象と捉えられているが、その質は、一九世紀末を境に変化したと見られ

であった。しかし、一九世紀末以降の人類学興隆とともに、「ネイティヴ」は次第に、「民族」や「人種」といったカテゴリー概念

- イティヴ」概念については、今福龍太『クレオール主義[新装版]』(青土社、一九九四年)一四頁。 ヴィズムの原型をつかむことにあるため、本稿のいうネイティヴィズムは「人種化」以前のそれであることに注意されたい。「ネ することで、現代における「アメリカ人」の境界を描き出した、非常に有益な研究である。ただし筆者の現在の関心は、ネイティ と転化したと考えられる。 してネイティヴィズムも、 て、「アメリカ生まれのアメリカ人」ではなく、いわゆるアメリカ先住民を指すようになったことには、 としての意味合いを強めていったのだという。こうした今福の指摘を踏まえれば、二〇世紀初頭以降、native Americanが主とし 村田の前掲書は、一九世紀末以降の「人種化されたネイティヴィズム」(racialized nativism) を考察 「外国生まれ」か否かではなく、「白人性」 (whiteness) を備えているか否かを準拠枠とする排斥運動へ 説明がつく。期を同じく
- (5) 拙論「ライマン・ビーチャーのネイティヴィズム――教育と信仰復興による国民統合」『アメリカ研究』第四〇号(二〇〇六
- (6) アメリカ共和党については、以下を参照のこと。Louis D. Scisco, "Political Nativism in New York State," Origin and Progress of the American Party in Politics: Embracing a Complete History of the Philadelphia Riots in May and the Americans": The Nativist Movement in the United States (New York: Twayne Publishers, 1996): Ch.2.; John H. Lee, history, economics, and public law, 8 (New York: The Columbia University Press, 1901): Ch.2.; Dale T. Knobel, "America for
- (New York: Columbia University, 1922; reprint, New York: AMS Press, 1969) ニューヨーク州から四名、 ペンシルヴァニア州から二名が選出された。

連邦議会において「ネイティヴ・アメリカン」、「ネイティヴ・アメリカニズム」という概念を積

レヴィンは、

July, 1844 (1855: reprint, New York: Books for Libraries Press, 1970); Henry R. Mueller, The Whig Party in Pennsylvania

- 地域の連関」。 かつ肯定的に語った最初の人物である。 秋元英一『アメリカ経済の歴史――一四九二―一九九三』(東京大学出版会、一九九五年)「第四章 アメリカ経済の発展と諸
- Present (Basic Books, Inc., 1976) しいてこめ。United States Bureau of the Census, The Statistical History of the United States: From Colonial Times to the すれば、増加人口に占める移住者の割合は、一八二〇年代で約四%、一八三〇年代は約一三%、一八四〇年代には約二四%にも達 『アメリカ歴史統計』の「A一―五 アメリカ合衆国の面積と人口」および「C八九―一一九 国別にみた移住者数」から概
- (11) 清水忠信「第四章 世紀~一八七七年』(山川出版、一九九四年)三七〇頁。 共和国の発展と領土膨張」有賀貞・大下尚一・五十嵐武士・清水忠重・長田豊臣編『アメリカ史1-
- 1) 前掲書、三五一頁。
- K. McClure, Old Time Notes of Pennsylvania, Vol.1 (Philadelphia: The John C. Winston Company, 1905), p.89 general ed. L. Sandy Maisel (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, INC., 2004), p.54. 同時代のレヴィン評は、Alexander かレヴィンの略歴については、Connie L. McNeely and Susan J. Tolchin, 'On the Hill,' in Jews in American Politics: Essays 推察するよりほかないが、ネイティヴィズムをアメリカ史の汚点とみなす、いわば歴史的先入見が働いたのかもしれない。このほ た」と述べている。ところが実際にはレヴィンは、移民制限の必要については何ら語っていない。不正確な記述が為された理由 の項を執筆したピーリング(James H. Peeling)は、本稿で取り上げた演説を説明して「移民制限と帰化法の厳格化を熱心に訴え Dumas Malone, ed., Dictionary of American Biography (New York: Charles Scribner's Sons, 1933). 同書においてレヴィン
- (4) 党綱領は、Address of the Delegates of the Native American National Convention, Assembled at Philadelphia, July 4, 1845 to the Citizens of the United States, E416, A54, Library of Congress
- (15) 一七九○年に連邦帰化法が制定されて以来一貫して、帰化には一定期間の居住が要件とされてきた。ただし具体的な年限は、 アメリカ文化史2』(東京大学出版会、二〇〇五年)を参照のこと。周知のとおり、二一年の最低居住期間を課す帰化法修正案は 五年、二年、十四年と、何度か修正されている。遠藤泰生「国民になる方法 ヴェール(Abraham Vanderveer)を介して、同内容の請願書を下院に提出しているが、ヴァンダヴェール自身はその趣旨につ 政の場で初めて論じた議員はレヴィンである。一八三八年に、ニューヨーク州キングス郡住民が、 一八五〇年代半ばに台頭するノー・ナッシング党(Know Nothing Party)の主要綱領であるが、管見の限り、このアイデアを国 て特に説明していない。cf., Journal of the House of Representatives of the United States, Vol.32., p.915 ――一七九五年連邦帰化法」荒このみ編『史料で読む 同州選出の民主党議員ヴァンダ

- <u>16</u> Appendix to The Congressional Globe, 29th Congress, 1st session, 18 December 1845, pp.46-50. 以下、 Appendix (1845)√
- 17) 本段落における引用はすべて、Appendix (1845), p.49
- (18) 本段落における引用はすべて、Ibid., pp.48-49
- wood Press, 1975)が有用である。 反逆行為を煽る』文書を配布した罪」で逮捕されている。 動の契機となった集会は、 かし、暴動にかんする当時の報道および後世の研究を見るかぎり、 ンド系住民に「妨害」されたことに端を発し、死傷者数十名の人的被害のほか、カトリック教会を焼失する物的被害を出した。し **に論じた研究書としては、** - 典型的事例として、レヴィンは一八四四年のフィラデルフィア暴動に言及している。暴動は、アメリカ共和党の集会がアイルラ をふるう「よそ者」にたいして、「道徳的力」をもって立ち向かう「生まれながらのアメリカ人」という対抗図式 Michael Feldberg, The Philadelphia Riots of 1844: A Study of Ethnic Conflict (Westport: Green レヴィンの発行する『デイリー・サン』紙が開催を呼びかけたこともあり、 Pennsylvania Freeman, 18 July 1844. レヴィンの示した図式を事実の反映と見ることはできない。暴 フィラデルフィア暴動を包括的 暴動収束後に彼は「『暴動と
- ) 本段落における引用はすべて、Appendix (1845), p.50.
- (22) 本段落における引用はすべて、Ibid., pp. 47-48.(21) 本段落における引用はすべて、Ibid., pp. 47-48.
- $\widehat{22}$ 任を押し付けあっている。 ズム」という主張が一定の支持を集め、 レヴィンを批判することにおいては、ホイッグ・民主両党の足並みはそろっていたが、そもそもなぜ「ネイティヴ・アメリカ 例えば、コネティカット州選出のホイッグ党議員ディキソン(James Dixon)は「民主党指導者とネイ レヴィンをはじめとする下院議員を誕生させたのかという点にかんしては、互いにその責
- ティヴ・アメリカニズムとの親密なつながり」を示す多くの (Lucien B. Chase) は、 Ibid., pp.67, 69 レヴィンの演説は「ホイッグ党が一八四四年……におこなった議論のくり返し」でしかないと断言してい 「証拠」を握っていると主張し、テネシー州選出民主党議員チェーズ
- (2) Ibid., pp.44-45
- (25) Ibid.
- (26) Ibid., pp.65.
- 8 27 Ibid.
- (a) Ibid., p.63

- (29) Ibid., p.
- ⊛) Ibia., p.66
- ることを課す修正案についてであったが、議論の大半は帰化制度のあり方に割かれている。 この時の実際の演題は、西部移住ルートの防衛にあたる「騎馬小銃兵連隊」の従軍要件に「アメリカ生まれ」(native-born) であ Appendix to The Congressional Globe, 29th Congress, 1st session, 7 April 1846, pp.605-609. 以下、Appendix (1846)と略記。
- 32) 本段落における引用はすべて、Ibid.
- をもつことと同じではない」として一蹴している。Ibid., p.608 またレヴィンは、修正案が「よそ者」を「代表なき課税」状態におくことになるとの批判にたいしては、「代表制は、
- 34 古矢旬『アメリカニズム――「普遍国家」のナショナリズム』(東京大学出版会、二〇〇二年)「第一章

花田清輝「境界線の移動について」『花田清輝著作集Ⅲ』(未来社、一九六四年)七六―七七頁。

(36) 前掲論文、七八頁。

35

- 5) Appendix (1845), p.89.
- アフリカ系住民を、「生まれながらのアメリカ人」の存在を脅かす「よそ者」とは捉えていなかったであろう。cf., Appendio 編とマサチューセッツ州ノーナッシング党」。レヴィンにかんしていえば、奴隷制を容認する姿勢を示していることからしても、 代『南北戦争期の政治文化と移民――エスニシティが語る政党再編成と救貧』(明石書店、二〇〇〇年)、「第3章 第三次政党再 Slavery: The Northern Know Nothings and Politics of the 1850s (New York: Oxford University Press, 1992), p.45.; 田中やく される論者のなかでも、奴隷制度については容認派・廃止派と意見が大きく分かれていた。cf.,Tyler Anbinder,  $\it Nativism$   $\it ana$ むろん、ここでいう「よそ者」にアフリカ系住民も含むのかという点については留保が必要である。ネイティヴィストと見な
- (3) ただし、やはり反レヴィン派にとっても、移住者は、あくまで「われわれ」のような人々であって、「われわれ」と同一の存 ない様子は、チェーズにとっても、「アメリカ生まれ」であることは無意義でなかったことを示唆している。 ズが、レヴィンを批判するなかで自身が用いた「帰化した外国人」(naturalized foreigner) という表現に、何ら矛盾を感じてい らば、反レヴィン派のうちにも、外国人にたいする猜疑心がまったく存在しなかったとは言い切れまい。また、民主党議員チェー は、移住者の「移住動機を精査」し、かれらを「アメリカの諸制度になじ」ませるためには必要だと明言している。そうであるな 在ではなかったようである。たとえば、ボーリンとハントは、二一年間は論外としても、「合理的な保護観察期間(probation)」 レヴィンによる反論 「ではなぜあなた方は、よそ者に五年間の保護観察期間を強いる現行帰化法を廃止して、〔アメリカへの おそらくだからこそ

Appendix (1845), pp. 44, 65, 67; Appendix (1846), p.606. 上陸と同時にかれらに投票させないのでしょうか」― ―にたいして、誰ひとりとして明確に応答できなかったのであろう。 所属政党によって、各議員の意

(4) アメリカ共和党の成功が、二大政党のどちらに不利益をもたらしたのかという点については、

見は真っ向から対立している。cf., Appendix (1845), pp.44, 66. Ibid., p.44.

763 (78-3-417)